

○財務省告示第百二十五号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の八第四項の規定に基づき、平成三十年度の初日から平成三十一年三月三十一日までの修正対象物品の輸入数量を次のように告示する。

平成三十一年四月二十六日

財務大臣臨時代理

国務大臣 石田 真敏

平成三十年度の初日から平成三十一年三月三十一日までの修正対象物品の輸入数量は、次の表の上欄に掲げる関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）別表第一の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法施行令別表第一の項名	輸 入 数 量
一	一二八、三四二トン
二	一八一、一七三トン
四	〇トン
五	五一、二一六トン
六	〇トン

三十一	一〇、五四八立方メートル
二十九	三六、九五〇立方メートル
二十八	一〇、六四一立方メートル
二十七	二二〇、四〇四立方メートル
二十六	二九八トン
二十五	〇トン
二十四	七トン
二十三	〇トン
二十	〇トン
十八	〇トン
十六	〇トン
十五	〇トン
十四	〇トン
十三	一六、三三〇トン
十	〇トン
八	〇トン

三十三	〇立方メートル
三十五	一、七二六立方メートル
三十八	五五、六五トロン
三十九	六〇六トロン
四十	〇トロン
四十一	一三トロン
四十二	〇トロン